

むかわ町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年6月 むかわ町教育委員会

第1 策定の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第8条の規定に基づき、むかわ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）がサービスを監督する教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を定めるものである。

教育職員が心身ともに健康で、その専門性を最大限に発揮できる環境を整備することにより、児童生徒への質の高い教育を持続的に提供するとともに、本町教育の一層の充実を図ることを目的とするものである。

第2 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。ただし、期間内であっても、国の動向、教育現場の実態の変化等に応じて、必要があれば速やかに内容の見直しを行うものとする。

第3 対象となる職員の範囲

本計画の対象となる職員は、むかわ町立学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（以下「教育職員」という。）とする。

第4 業務量管理に関する措置

1 在校等時間の現状と課題

本町における教育職員の時間外在校等時間の状況（令和7年度実績値等）は以下のとおりである。

- ・時間外在校等時間の年平均：小学校 24.0 時間、中学校 30.8 時間
- ・月 45 時間を超える教職員の割合：小学校 5.9%、中学校 20.9%
- ・月 80 時間を超える教職員の割合：小学校 0.0%、中学校 0.3%

2 在校等時間の上限等に関する目標

教育職員の心身の健康を保持し、ワークライフバランスを実現するため、以下の数値を目標とする。

- ・1 か月において 45 時間以内の割合を 100%にする。
- ・1 年間において 360 時間以内の割合を 100%にする。
- ・令和 11 年度末までに、教育職員の 1 か月当たりの時間外在校等時間の平均を 30 時間程度にすることを目指す。

3 「業務の3分類」に基づく役割分担と適正化の推進

国および北海道の指針に基づき、本町の実情に即した以下の分類に従い、業務の適正化と教職員の負担軽減を推進する。

(イ) 学校以外が担うべき業務（原則として学校・教員は主体とならない）

地域、家庭、行政が主体となり、教育委員会がその体制を維持・支援する業務である。

- ・登下校時の見守り・校外巡回：通学路の見守りや放課後の夜間巡回等は、既に交通安全協会や補導委員会等の地域組織が主体となって実施されており、今後もこの体制を維持する。学校は代表として参画しつつも、主体は地域にあることを改めて確認し、教員の負担軽減を図る。
- ・学校徴収金の徴収・管理：本町において給食費は学校が関与しない体制が確立されており、これを継続する。その他の徴収金についても、教員の事務負担が生じないように、学校と家庭の適切な役割分担を推進する。
- ・過剰な苦情等への対応：学校のみでは解決困難な事案に対し、教育委員会事務局が窓口となり対応する。法的専門性が必要な場合は、町部局と連携し、役場顧問弁護士等の専門家を活用できる支援体制を整える。

(ロ) 教師以外が積極的に参画すべき業務（事務職員や外部人材が主体）

専門性を持つ職員や施設の有効活用により、教師が授業準備等に専念できる環境を作る業務である。

- ・調査・ウェブサイトの管理：学校長の判断に基づきつつ、各種調査への回答や学校ウェブサイトの更新等に事務職員等が積極的に参画できるよう、校内体制の整備を支援する。
- ・施設・設備の管理：町保有の各施設を有効活用する現行の効率的な体制を継続する。また、体育館等の学校開放事業については、教育委員会事務局が外部との連絡調整を一括して担い、学校側は校内調整に専念する現在の役割分担を徹底することで、管理職（教頭等）の事務負担の最小化を図る。その他の施設管理についても、必要に応じて外部委託の検討や事務職員との適切な役割分担を推進する。
- ・部活動（地域展開の推進）：本町で先行している「地域クラブ化」をさらに推進する。教職員の自発的な協力・連携を尊重しつつも、地域主体の運営体制を強化することで、教職員の指導負担の平準化と軽減を図る。

(ハ) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務（効率化・外部支援）

教師が本来担うべき業務だが、町独自の支援策等により時間を創出すべき業務である。

- ・授業準備・学習支援の補助：教育委員会が配置する会計年度任用職員（介助員、特別支援教育支援員、学習支援員、ICT支援員、図書支援員等）について、各学校の実態に応じ、本務の遂行に併せて学級事務補助等の業務を担う体制を推進する。これにより、児童生徒へのきめ細かな支援や学習環境の充実を図るとともに、担任教員の付随的業務を軽減し、直接の指導に専念できる時間を創出する。
- ・学校行事の精選・重点化：各学校の判断による行事の見直しや精選を尊重し、教育委員会として必要な助言・支援を行う。前例にとらわれない創意工夫により、準備等にかかる業務量の抑制を促進する。
- ・専門家との連携による相談支援：北海道教育委員会派遣のスクールカウンセラー（SC）も活用しながら、本町独自の予算と組み合わせ、SCの来校回数を保障し、質の高い相談体制を維持する。専門家と教職員が組織的に連携することで、複雑化する教育課題への対応力を高める。

第5 健康確保に関する措置

1 医師による面接指導の実施

1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、産業医等による面接指導を確

実に実施する。医師の意見に基づき、必要に応じて職務内容の変更等の適切な措置を講じる。

2 メンタルヘルス対策の推進

- ・ストレスチェックの実施：毎年1回、全職員を対象に実施し、実施率100%を目指す。
- ・相談体制の周知：心身の健康問題等に関する外部相談窓口等の周知を徹底する。

3 休暇取得の促進と休息時間の確保

- ・年次有給休暇の取得促進：年間15日以上を取得を目標とする。
- ・勤務間インターバルの確保：終業から始業までに、11時間を目安とした休息時間を確保する取組を推進する。
- ・定時退勤日及び学校閉庁日の設定：月4回以上の定時退勤日の実施を推奨し、夏季・冬季休業期間中における連続した学校閉庁日を設定する。

第6 計画の推進・検証体制

1 進捗状況の点検・評価（PDCA）

教育委員会は、毎年度、在校等時間の状況等を把握・分析し、その結果をホームページ等で公表するとともに、総合教育会議において報告を行う。

2 保護者・地域住民等への理解促進

学校における働き方改革の趣旨（＝教育の質の向上）について、学校運営協議会やホームページ等を通じて積極的に情報を発信し、保護者や地域住民の理解と協力を得る取組を推進する。

3 計画の継続的な改善

本計画は、実際の進捗状況や学校現場の意見を踏まえ、より実効性の高いものへと必要に応じて計画を見直すものとする。

附 則

この計画は、令和8年6月30日に策定し、令和8年4月1日から適用する。